

平成 年度私立高等学校等経常費助成費補助金
(特殊教育諸学校等運営費)交付決定通知書

都道府県名

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度私立高等学校等
経常費助成費補助金(特殊教育諸学校等運営費)については、補助金等に係る予算の執行の
適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定
により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

平成 年 月 日

文部科学大臣 印

- 1 この国庫補助金の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第
号で申請のあった平成 年度私立高等学校等経常費助成費補助金(特殊教育諸学校
等運営費)交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び国庫補助金の額は次のとおりである。ただし、補助事業の内
容の変更により補助事業に要する経費が変更された場合における国庫補助金の額につい
ては、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費 円

国庫補助金の額 円

内訳

補助事業の種別	補助事業に要する経費	国庫補助金交付申請額
特殊教育諸学校助成事業	円	円
特殊学級助成事業		
障害児幼稚園助成事業		
計		

- 3 都道府県は、この国庫補助金の補助金額の算定の基礎となる特殊教育諸学校、小学校等
又は障害児幼稚園の設置者に対し適正な学校運営を行うよう十分指導すること。
- 4 国庫補助金の確定額は、補助事業の種別ごとに、国庫補助単価に「私立高等学校等経常
費助成費補助金(特殊教育諸学校等運営費)交付要綱」(以下「交付要綱」という。)第3条
各号に定める児童等の数を乗じて得た額の合計額と交付決定額のいずれか低い額とする
こと。
- 5 都道府県知事は、適正化法、適正化法施行令、その他の法令及び交付要綱に従わなけれ
ばならない。